

会費等に関する規程

公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会

制定日：平成 23 年 5 月 20 日

(目 的)

第1条 この規程は、定款第 6 条に定める正会員または賛助会員が支払う加入金及び会費に関する必要事項を定め、それによって公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会（以下「本協会」という。）の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第 7 条に規定する経費の負担は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

- ① 入会金： 50,000 円
- ② 会 費： 180,000 円以上（年額とし、法人の規模により決定）

(2) 賛助会員

- ① 会 費： 150,000 円以上（年額とし、法人の規模により決定）

- 2 新規入会の正会員又は賛助会員のその事業年度の会費は、事業年度の途中での入会であっても年額とする。
- 3 賛助会員の会費は、毎事業年度における合計額の 50%を限度として当該年度の共益事業会計及び法人会計に使用するものとする。
- 4 入会金については、法人会計において使用するものとする。

(会費等の納入)

第3条 本協会に入会した正会員及び賛助会員は、入会及び退会に関する規程第 4 条に規定する請求を受けた日から 30 日以内に、入会金及び会費を本協会所定の方法により納入するものとする。

- 2 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費として上半期分を 6 月末日及び下半期分を 12 月末日までに納入しなければならない。
- 3 正会員又は賛助会員から納入された入会金及び会費については、直ちに会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う会員等の会費納入義務等)

第4条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、当該事業年度の会費を納入しなければならない。

- 2 本協会は、正会員又は賛助会員が納入した入会金及び当該事業年度における納入した会費については、これを返還しない。

(補 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人日本缶詰協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。